

文書料金改定のお知らせ

改定日

2024年 6月 1日
お申し込み分より

文書料金を改定をさせていただきます。

※2024年5月31日お申し込みまで旧料金にて請求させていただきます。

栃木県立リハビリテーションセンターでは、県立病院として長きにわたり、文書料金を据え置いてまいりましたが、文書内容の多様化、複雑化等を受けまして、文書料金を下記のとおり改定をさせていただきます。

	現行	改定後
普通診断書	2, 0 8 0 円	<u>2, 2 0 0 円</u>
特別診断書	4, 9 1 0 円	<u>5, 5 0 0 円</u>
死亡診断書	3, 5 5 0 円	<u>3, 6 3 0 円</u>
証明書	1, 0 3 0 円	<u>1, 4 3 0 円</u>
産科医療補償 制度補償請求 用専用診断書	4, 9 1 0 円	<u>1 1, 0 0 0 円</u>

皆さまの
ご理解とご協力をお願い申し上げます。



栃木県立リハビリテーションセンター所長

お知らせ

「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第64号）」に基づき、

入院時食事療養費が2024年6月1日から改正されます。

- ・食事1食につき640円→670円改正に伴い患者さんの自己負担額が以下のとおり変わります。

【自己負担額（食事1食につき）】

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	5月31日まで	6月1日から
一般		460円	490円
小児慢性特定疾患児童等または指定難病患者		260円	280円
低所得者	低所得者Ⅱ	210円	230円
	低所得者Ⅰ	100円	110円



栃木県立リハビリテーションセンター理事長

お知らせ

薬品の容器（軟膏の容器など）につきまして、2024年6月1日から1剤につき50円（税込み）のご負担をお願いいたします。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



栃木県立リハビリテーションセンター 理事長